

## ＜総合支援資金「再貸付」の申込みをされる方＞へ

緊急小口資金及び総合支援資金(延長含む6月分)の特例貸付が終了している世帯で、送金の全て終了している方で、下記の変更事項(①住所変更 ②振込通帳 ③電話番号 ④世帯人数)を変更した方は、下記書類の提出が必要となります。ご自分でチェックして頂き、変更がありましたら、必要書類を提出下さい。

申込者氏名 \_\_\_\_\_

### 【総合支援資金「再貸付」申込者の変更書類チェック表】

1、住民変更(住所 ・ 家族人数 )を行った。( 変更あり 変更なし )

→ **変更ありの方は、住民票謄本(※本籍地入りを郵送して下さい。)原本を提出下さい。**

2、緊急小口資金と総合支援資金の振込通帳( 変更あり 変更なし )

→ **変更ありの方は、振込通帳の表(支店名・口座番号)と裏表紙(カタカナ表示の氏名・支店名・口座番号)のコピーを提出下さい。**

3、電話番号の変更を行った。( 変更あり 変更なし )

→ **変更ありの方は、那覇市社会福祉協議会へご連絡ください。(連絡先:098-857-7766)**

**※上記の申し出がなされなかった場合は、審査や振込みがなされないおそれがあります。**

(送付先)那覇市社会福祉協議会

住 所:那覇市金城 3-5-4

連絡先:098-857-7766 fax:098-857-6052